

シングルマザー専用シェアハウスの注意事項について

シングルマザー専用シェアハウスにつきましては、シングルマザー支援の目的に特化した住宅であるため、次のきまりがあります。

1. 入居できる世帯は小学生以下の第一子と同居する母子世帯に限定されます。
また、入居後新たに同居ができるのは小学生以下の実子（養子も含む）のみに限られ、同居承認の手続きを行っていただくことにより認められることがあります。
なお、入居後に出産等により世帯構成が変わる場合は、異動の手続きをしていただく必要があります。
2. 入居期間は第一子が小学校を卒業する年度の3月31日までです。第二子、第三子が小学生以下でも明け渡しとなります。
退去する15日前までに返還手続きを行い、期間内に住宅を明け渡していただきます。
3. 入居者がその理由にかかわらず小学生以下の子と同居する母子世帯でなくなった場合（同居している子の退去や名義人の婚姻等により配偶者等を有した場合など）は、住宅を明け渡していただきます。
4. 入居名義人が退去等により不在となった場合、他の方が名義を引き継ぐこと（入居承継）は一切認められません。
5. 入居期間の延長は、いかなる理由があっても一切認められません。
6. 中学生以上の男性は3階フロアへの入室はできません。
ただし、業務で入室がやむを得ない職の者（例：群馬県住宅供給公社職員、電気水道等の検針員、住宅・設備の修繕業者、担任教師の家庭訪問等）は、男性であっても必要最小限の時間での入室を認めます。
7. 家賃のほかに発生する費用負担は以下の項目となります。
 - ① 駐車場を契約した場合の駐車場使用料
 - ② 3階共有リビングの消耗品や光熱水費

③A棟全体の共益費（共用灯、エレベーター、ポンプ等の電気代）

8. シングルマザー専用シェアハウスは、入居者同士が生活や育児についてお互いに協力し合いながら暮らす形を検証するためのモデル事業として整備したものです。

入居後は、共有リビングに集い、他の入居者と積極的に交流してください。

また、シェアハウスで生活していく上での課題等を把握・検証するため、県との情報交換、情報提供にもご協力いただくこととなりますので、ご承知ください。

※ご不明な点は、群馬県住宅供給公社管理部管理課までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉群馬県住宅供給公社 管理部管理課

電話 027-223-5811